

「SoftBank ブロードバンドオプションサービス」基本規約  
「BB セキュリティ」サービス個別規定

ソフトバンク株式会社

第 1 章 総則

第 1 条(規約の適用)

1. 当社は、本規定および「SoftBank ブロードバンドオプションサービス」基本規約(以下「基本規約」といいます。)に基づき「BB セキュリティ」サービス(後記第 2 条 1 号に定義し、以下「本サービス」といいます。)を提供します。
2. 本規定は、基本規約第 2 条(3)に定める個別規定として本サービスの利用条件を定めるものです。

第 2 条(用語の定義)

本規定において、次の用語は、次の各項に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「BB セキュリティサービス」とは、ADSL サービスのオプションサービスとして提供するサービスであり、本ソフトウェアおよび本ソフトウェアに関するサポートを提供するサービスの総称をいいます。
- (2) 「本ソフトウェア」とは、株式会社ノートライフロック(以下「ノートライフロック」といいます。)およびマカフィー株式会社(以下「マカフィー」といいます。)および BB ソフトサービス株式会社(以下「BBSS」といいます。)が提供および使用許諾をするセキュリティ対策用ソフトウェア(最新プログラムモジュールを含みます。)をいいます。
- (3) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規定に基づく契約をいいます。
- (4) 「ADSL サービス」とは、当社の「SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定」に定める ADSL サービスをいいます。
- (5) 「本サービス会員」とは、当社と利用契約を締結した者をいいます。
- (6) 「使用許諾契約」とは、ノートライフロックおよびマカフィーが定めるノートライフロック、マカフィーおよび BBSS と本サービス会員間で締結される本ソフトウェアの使用許諾契約をいいます。

- (7) 「認証番号」とは当社が本サービス会員のうち「BB セキュリティ Plus powered by Norton™」「BB セキュリティ powered by Norton™」および「BB セキュリティ Lite powered by Norton™」を利用する会員に対して発行する文字列データ(PIN 番号)、「BB マルチセキュリティパック」「BB セキュリティ powered by McAfee®」「BB セキュリティ powered by McAfee® Lite」および「BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee®」を利用する会員に対して発行する文字列データ(シリアル番号)、「BB セキュリティ Internet SagiWall (Android 版)」を利用する会員に対して発行する文字列データ(シリアル番号)をいいます。なお、認証番号は、本サービス会員の利用する ADSL サービス会員回線ごとに1つ発行されます。
- (8) 削除
- (9) 削除
- (10) 「ライセンス」とは本ソフトウェアを使用する権利をいいます。

## 第 2 章 本サービスおよび利用契約

### 第 3 条(本サービス)

1. 当社は本サービスを日本国内においてのみ提供します。
2. 本サービスには、次の 8 つのサービス種類があります。

|   |   |
|---|---|
| 1 | BB セキュリティ Plus powered by Norton™             |
| 2 | BB セキュリティ Lite powered by Norton™             |
| 3 | BB セキュリティ powered by Norton™                  |
| 4 | BB セキュリティ powered by McAfee®                  |
| 5 | BB セキュリティ powered by McAfee® Lite             |
| 6 | BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee® |
| 7 | BB セキュリティ Internet SagiWall™ (Android 版)      |
| 8 | BB マルチセキュリティパック                               |

※「BB セキュリティ powered by Symantec TM Plus」、「BB セキュリティ powered by Symantec TM Lite」および「BB セキュリティ powered by Symantec TM」は、2020 年 6 月 2 日をもって、それぞれ「BB セキュリティ Plus powered by Norton™」、「BB セキュリティ Lite powered by Norton™」及び「BB セキュリティ powered by Norton™」とサービス名称を変更いたしました。

3. 削除
4. 本サービスの動作条件等の利用上の詳細条件については、当社はサービス種類に応じて別途本サービス会員に対して提示するものとします。

#### 第4条(契約の単位)

1. 当社は、本ソフトウェアのライセンスごとに1つの利用契約を締結します。ただし、「BB マルチセキュリティパック」については、1つの利用契約に基づき、「マカフィーマルチアクセス」と「詐欺ウォール」それぞれにつき1ライセンスが発行されます。
2. 本サービスは、サービス種類ごとに契約可能なライセンス数、1ライセンスにつき利用可能な端末台数が異なります。

サービスの種類: 契約可能なライセンス数(1ライセンスにつき利用可能な端末台数)。

|   | サービスの種類                                       | 契約可能な<br>ライセンス数 | 1ライセンスにつき<br>利用可能な<br>端末台数 |
|---|---|-----------------|----------------------------|
| 1 | BB セキュリティ Plus powered by Norton™             | 10 ライセンス        | 3 台                        |
| 2 | BB セキュリティ Lite powered by Norton™             | 10 ライセンス        | 3 台                        |
| 3 | BB セキュリティ powered by Norton™                  | 10 ライセンス        | 3 台                        |
| 4 | BB セキュリティ powered by McAfee®                  | 1 ライセンス         | 3 台                        |
| 5 | BB セキュリティ powered by McAfee® Lite             | 1 ライセンス         | 3 台                        |
| 6 | BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee® | 10 ライセンス        | 1 台                        |
| 7 | BB セキュリティ Internet SagiWall™ (Android 版)      | 10 ライセンス        | 1 台                        |
| 8 | BB マルチセキュリティパック※                              | 1 ライセンス         | 3 台                        |

※「マカフィーマルチアクセス」と「詐欺ウォール」それぞれに1ライセンス発行されます

3. 削除

#### 第5条(利用契約の申込・成立)

1. 利用契約は、本サービスの利用希望者が、ADSL サービスと同時に本サービスに申し込む場合、ADSL サービスの会員契約の成立日をもって成立するものとします。また ADSL サービスの

会員が、本サービスに申し込む場合、当社がその申し込みを承諾した時に成立するものとし  
ます。

2. 当社は、本サービスの利用希望者に本規約等または使用許諾契約に反する事由がある場合、  
利用契約の申込が適当でない当社が判断する場合等の事由が存する場合には、利用契約  
の申込を承諾しない場合があります。

#### 第 6 条(オンライン登録を完了しない場合の取り扱い)

削除

#### 第 7 条(サポート等)

当社は、当社ホームページに掲載している本サービスの動作環境(<http://bbsecu.jp/kiyaku>)を満た  
した本サービス会員に対し、以下のサポートを提供いたします。

- (1) 本サービスのセットアップに関するサポート
- (2) 本サービスの製品トラブル/エラーに関するサポート
- (3) 本サービスの機能/設定/操作に関するサポート

#### 第 8 条(認証番号の発行)

1. 当社は、利用契約が成立した本サービス会員に認証番号を発行し、電子メール等当社所定の  
方法にて本サービス会員に対し通知します。
2. 認証番号の発行後は、認証番号の管理・保管は本サービス会員の責任および費用で行うもの  
とし、当該本サービス会員以外の第三者に利用させる行為の他、譲渡、貸与、または質入等の  
担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
3. 第三者が、本サービス会員の認証番号を使用して本サービスを利用した場合の責任は、すべ  
て当該認証番号を保有する本サービス会員の責任とみなされるものとします。
4. 削除

### 第 3 章 利用料金等

#### 第 9 条(利用料金)

1. 本サービス会員は、本サービスの利用料金を、ライセンス数に応じて別途当社が定める料金表および支払方法に従い、当社に毎月支払うものとします。なお、本サービスの利用料金の課金開始日は、以下各号に定めるとおりとします。
  - (1) 本サービスの利用希望者が、ADSL サービスと同時に、本サービスに申し込む場合、ADSL サービスの課金開始日を、本サービスの利用料金の課金開始日とします。
  - (2) ADSL サービスの会員が、本サービスの利用を申し込む場合、利用契約の成立日の属する月の翌月一日を、本サービスの利用料金の課金開始日とします。ただし、利用契約の成立日から本サービスの利用料金の課金開始日まで、本サービス会員が本サービスを解約した場合、本サービス会員は当社に対して、本サービスの一ヶ月分の利用料金を支払うものとします。
2. 削除
3. 本サービスの課金開始月および終了月の利用料金は、原則として月額利用料金をお支払いいただくものとし、日割課金は行いません。

## 第4章 責任

### 第10条(禁止事項)

本サービス会員は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為
- (2) 本サービスまたは接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
- (3) 認証番号を不正に使用または使用させること
- (4) 使用許諾契約において定める禁止行為

### 第11条(損害賠償)

1. 本サービス会員が、本サービスの利用に関して、本サービス会員の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、本サービス会員は当社が被った損害を賠償するものとします。
2. 本サービス会員が本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、または第三者との間で紛争が生じた場合、本サービス会員は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかな

る責任も負担させないものとします。万一、当社が他の本サービス会員や第三者から責任を追求された場合は、本サービス会員はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

## 第 12 条(保証・責任の制限)

1. 当社は、本サービスおよび本ソフトウェアの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
2. 本サービスは本サービス会員の端末を保護するために常に通信を監視するサービスであることに鑑み、本サービス会員の通信速度の低下等が発生する場合があることにつき、本サービス会員はあらかじめ了承するものとします。
3. 本ソフトウェアのダウンロードおよびインストールは本サービス会員が自己の責任および費用で行うものとし、当社はその完全性や正確性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
4. 本サービス会員は、本サービスを本規約等に従い、自己の判断と責任で利用するものとします。
5. 本サービスの提供にあたり、当社の責めに帰すべき事由により本サービス会員に損害が生じた場合には、本サービス会員が当該損害の生じる直前の1年間に本規定第9条に基づいて当社に支払った本サービスの利用料金の合計額を限度とし、かつ直接損害に限り賠償いたします(すなわち逸失利益、結果損害その他の間接損害は、一切賠償の対象とはなりません)。但し、当社の故意、または重過失により生じた場合はこの限りではありません。
6. 本サービスを提供する機器の故障、トラブル、停電、通信回線の異常ならびにシステム障害等の当社の予想を超えた不可抗力により本サービス会員情報その他本サービス会員に関するデータが消失、紛失等することがあります。当社は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、かかる事態の発生により本サービス会員情報その他本サービス会員に関するデータが消失、紛失等した場合、これにより発生した損害につき一切責任を負わないものとします。
7. 本サービス会員が、基本規約第 18 条または本規定第 10 条に定める禁止事項に違反することにより発生した損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第 5 章 本サービスの中止・停止等

### 第 13 条(本サービスの中止・停止等)

1. 当社は、以下のいずれかの事態が発生した場合には、本サービス会員に事前に通知を行うことにより、または緊急を要するときは通知を行うことなく、本サービスの全部または一部を中止または停止できるものとします。
  - (1)当社、ノートライフロック、マカフィーまたは BBSS のサーバー等の設備、その他本サービスを提供するために必要なシステムの保守点検・更新を定期的または緊急に行う場合
  - (2)火災、停電、天災、労働争議、戦争、テロ、暴動その他不可抗力または第三者による妨害等その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり本サービスの提供が困難な場合
  - (3)電気通信事業者の役務が提供されない場合
  - (4)その他、本サービスの運用上あるいは技術上の理由により、本サービスの中止または停止が必要ないし適切と当社が判断した場合
2. 前項に従い、当社が本サービスの中止または停止を行った場合、当社は本サービス会員その他の第三者に対して、いかなる責任も負担しないものとします。

## 第 6 章 利用契約の終了

### 第 14 条(当社による解除)

当社は、以下の場合、本サービス会員に何らの催告をすることなく利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、本サービス会員が複数の利用契約を締結している場合には、当社は当該利用契約についても同様に解除することができるものとします。

- (1) 本サービス会員が本規約、使用許諾契約または基本規約に反する行為をし、または違反状態に至り、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に是正されなかったとき
- (2) 本サービスその他当社が提供するサービスについて、当社に対する利用料金等の支払いを怠り、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に是正されなかったとき
- (3) 事由の如何を問わず ADSL サービスの利用を休止、停止または終了したとき
- (4) その他合理的な理由に基づき当該本サービス会員による本サービスの利用の継続が不適当と認められるとき

## 第 15 条(利用契約終了後の措置)

1. 本サービス会員は、1 つの利用契約が終了した場合には、当該利用契約に係る本ソフトウェアを会員の端末からアンインストールするとともに、当該利用契約に係る本ソフトウェアの複製物等をすべて破棄するものとし、以後一切利用してはならないものとします。
2. 本サービス会員は、全ての利用契約が終了した場合には、認証番号を破棄するものとし、以後一切利用してはならないものとします。

## 第 7 章 雑則

### 第 16 条(権利の帰属)

本サービスおよび本サービスに付随して作成される資料等に関する著作権、特許権、商標権、意匠、ノウハウ等の知的財産権およびその他一切の権利は、当社、ノートンライフロック、マカフィーまたは BBSS に帰属します。

### 第 17 条(旧規約に基づく申込者)

2009 年 4 月 1 日(以下「改定日」という。)より前に本サービスに申し込みを行った ADSL サービスの会員については、本規約第 5 条(利用契約の申込・成立)および第 9 条(利用料金)の定めは適用されず、改定日前の本規約第 5 条(利用契約の申込・成立)、第 6 条(オンライン登録を完了しない場合の取り扱い)および第 9 条(利用料金)の定めが適用されるものとします。

(2005 年 9 月 1 日制定実施)

(2005 年 10 月 1 日改定実施)

(2005 年 12 月 1 日承継改定実施)

(2007 年 3 月 31 日承継改定実施)

(2008 年 6 月 1 日承継改定実施)

(2009 年 4 月 1 日改定実施)

(2010 年 4 月 15 日改定実施)

(2014 年 1 月 31 日改定実施)

(2014 年 10 月 2 日改定実施)

(2020 年 4 月 1 日改訂実施)



(2020年6月2日改訂実施)

(2020年6月10日改訂実施)